保健医療科学　2017　Vol.66 No.5 p.484－490

特集：地域の情報アクセシビリティ向上を目指して―「意思疎通が困難な人々」への支援―

＜解説＞

意思疎通が困難な者に対する国の福祉的支援施策について

村山太郎

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室

National welfare support measures for people who have difficulty communicating

Taro MURAYAMA

Department of Health and Welfare for Persons with Disabilities, Ministry of Health, Labour and Welfare

抄録

意思疎通が困難な者にかかる福祉的支援については，平成25年４月に施行された「障害者総合支援法」において，それまでの意思疎通支援に関する課題を解消する観点から，市町村と都道府県の役割分担について整理がなされるとともに，意思疎通支援者の養成が自治体の必須事業とされるなど，意思疎通支援事業の充実強化が図られ，国による福祉的支援の取り組みが進められている．

キーワード：意思疎通支援，第３次障害者基本計画，障害者総合支援法

Abstract

With regard to welfare assistance for those who have difficulty communicating, from the perspective of resolving issues related to previous communication support the "Disability People Assistance Law" was enacted in April, 2013. According to the law, municipalities and prefectures Efforts concerning communication carried out by the community, the division of roles are organized, the communication support business is strengthened, training of communication support personnel is said to be an indispensable project carried out by the municipality, Efforts for support are under way.

keywords: Communication support, Basic Third Disabled Persons Plan, Comprehensive Support Law for Persons with Disabilities

(accepted for publication, 25th September 2017)

I. はじめに

厚生労働省による平成23年生活のしづらさ調査[1]によると，国内の聴覚・言語障害者は約32万人，視覚障害者は約32万人と推計されている．調査は異なるが，盲ろう者は約1.4万人（盲ろう者に関する実態調査），失語症は約20万人～50万人（失語症協議会調査），ALS患者は約９千人（衛生行政報告例）と言われている[2]（表１，２）．

各障害における意思疎通の支援手法やツールは様々で

連絡先：村山太郎
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第５号館
1-2-2 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo, 100-8916, Japan.
Tel: 03-5253-1111（内線3072）
E-mail: murayama-tarou@mhlw.go.jp
［平成29年９月25日受理］

表１　障害種別ごとの意思疎通支援のニーズとその対応について①〈文献 [2] より引用（一部修正)〉

○ 現行の意思疎通支援は、主に地域生活支援事業において実施されており、視覚障害、聴覚障害、盲ろう者を対象としている。

障害種別	意思疎通支援の方法		
	地域生活支援事業	障害福祉サービス	補助事業など
視覚障害 (約32万人) H23.12.1時点 「生活のしづらさなどに関する調査」	・代筆者、代読者の養成及び派遣 ・点訳・朗読奉仕員の養成及び派遣 ・点字ディスプレイ、拡大読書器、デイジー図書、大活字図書など日常生活用具の給付 ・移動支援事業 ・補助犬（盲導犬）の育成	・居宅介護：家事援助の中で代読・代筆を実施 ・同行援護：移動に必要な情報の提供（代読・代筆を含む） ・生活介護：視覚・聴覚言語障害者支援体制加算あり ・自立訓練（機能訓練）：歩行訓練、点字読み書き等の訓練加算あり ・就労移行支援（養成施設）：あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許取得のための教育・実習加算あり	・盲人安全つえ、眼鏡など補装具の給付 ・視覚障害者情報提供施設（点字図書館）の運営 ・視覚障害者用図書事業の実施（日本点字図書館、日本ライトハウス、日本盲人会連合が受託） ・視覚障害者用図書情報ネットワーク「サピエ」の運営
聴覚障害 (約32万人) H23.12.1時点 「生活のしづらさなどに関する調査」	・手話通訳者、要約筆記者等の養成及び派遣 ・ファクス、情報受信装置など日常生活用具の給付 ・字幕入り映像ライブラリー事業の実施 ・補助犬（聴導犬）の育成	・居宅介護（家事援助）：ヘルパー研修において障害特性ごとのコミュニケーション研修を受講（ヘルパーに手話等の技術が求められる場合がある。） ・生活介護：視覚・聴覚言語障害者支援体制加算あり	・補聴器など補装具の給付 ・聴覚障害者情報提供施設の運営 ・手話通訳者現任研修の実施（全国手話研修センターが受託）
盲ろう (約1.4万人) H24.10.31時点 「盲ろう者に関する実態調査」	・盲ろう者向け通訳・介助員の養成及び派遣 ・点字ディスプレイなど日常生活用具の給付	・居宅介護、生活介護、自立訓練、同行援護などが利用可能であるが、事業者に盲ろう者に対応したコミュニケーション技術を習得している従事者が少ない	・盲ろう者向け生活訓練等事業の実施 （上欄の視覚障害者向け、聴覚障害者向けの事業の利用も可能）

表２　障害種別ごとの意思疎通支援のニーズとその対応について②〈文献 [2] より引用〉

障害種別	意思疎通支援の方法		
	地域生活支援事業	障害福祉サービス	補助事業など
失語症 （約20～50万人） H26.3.31時点 「失語症協議会調査」	・会話支援者の養成及び派遣 （我孫子市の「失語症会話パートナー事業」等、実施例あり）	・多くは身体障害を伴うため、居宅介護、生活介護、共同生活援助など各種サービスの利用が可能 （言語障害の場合、右片の麻痺という特性があるため、ヘルパー等支援者は意思疎通を図るための技術が必要）	
ALS等(構音障害＋運動障害) （ALS患者 約9千人） H26.3.31時点 「衛生行政報告例」	・入院時、ヘルパー派遣によるコミュニケーション支援を実施	・居宅介護、重度訪問介護、生活介護などのサービスが利用可能であり、意思疎通の支援はサービス提供の一環として実施	・重度意思伝達装置など補装具の給付
総合支援法の対象となっている難病患者		・居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労支援（就労移行支援、就労継続支援A型・B型）、共同生活援助などのサービスが利用可能であり、障害特性に応じた意思疎通の支援（※）も含めたサービス提供が行われている。 ※ルビの振り方、文章の長さ、漢字と仮名の交じり方、絵文字と一緒に標記するなど、文字情報を伝達する際の配慮など	・トーキングエイド、VOCAなどの携帯用会話補助装置や意思疎通支援のためのスマートフォン向けアプリケーションの開発を支援
知的障害 （約55万人）H17.11.1時点 「知的障害児（者）基礎調査」			
発達障害 （小中学生の6.5%程度）H25.5.1時点「文部科学省調査」			
高次脳機能障害 （約27万人） H13~H17調査「高次脳機能障害支援モデル事業」			
精神障害 （約320万人）H23.10.1時点 「患者調査」			

あり，視覚障害であれば，点字や録音図書，拡大読書器や点字ディスプレイの利用，点訳・音訳，代読・代筆者による支援などとなる．また，聴覚障害の場合は，補聴器，音声認識ソフトの利用，手話や要約筆記，筆談による支援などがある．

これらの多くは，「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下，「障害者総合支援法」という．）により給付されており，この法律による各種給付・事業を整理したのが次の図１である．

障害者総合支援法に基づく給付等には，大きく分けて「自立支援給付」と「地域生活支援事業」がある．

「自立支援給付」の中には，居宅介護や生活介護などの「介護給付」，自立訓練や就労支援などの「訓練等給付」，医療系の「自立支援医療」，義肢，装具，車椅子といった身体機能を補完・代替する物品の購入費等を支給するための「補装具費」などがある．市町村が支給決定等を行うが，全国一律の基準によりサービスが提供され，障害支援区分により提供されるサービスの種類や量が決定される．なお，給付にかかる費用の１／２については，国が負担することとなっている．

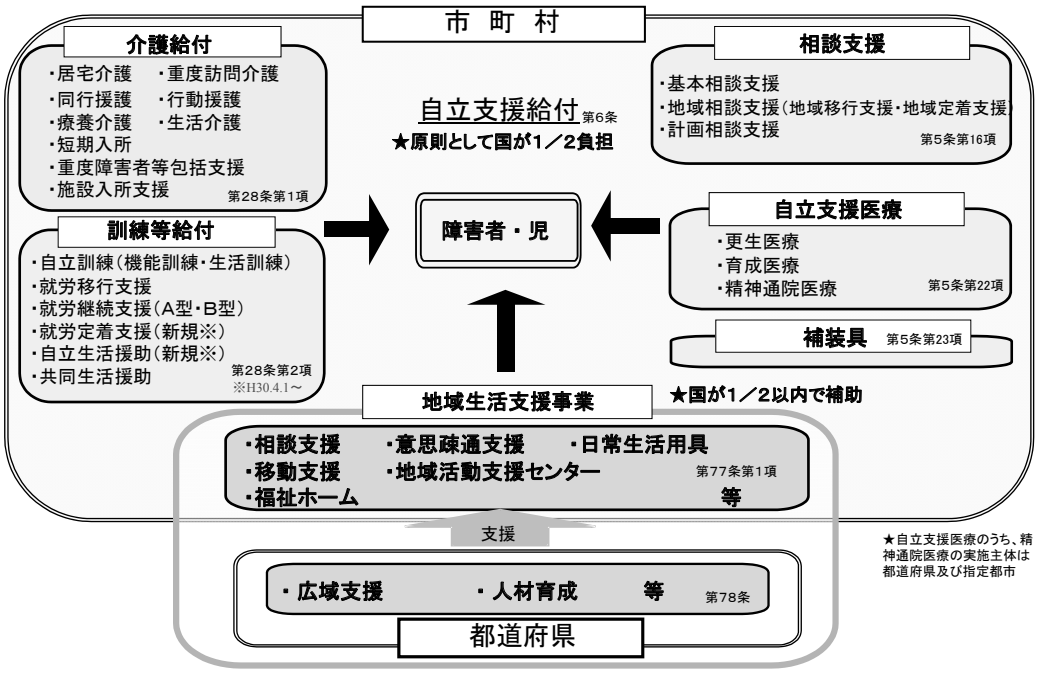

図１　障害者総合支援法の給付・事業

一方の「地域生活支援事業」は，自治体が個別の障害者の状況や地域の実情に応じて支給決定の基準を設けることができる事業であり，都道府県が行うものと市町村が行うものがある．費用については，1／2以内で国庫補助が行われる．

II. 障害者総合支援法[3]における給付等

1. 意思疎通支援事業の充実

長らく続いた措置制度が平成15年度から利用契約制度を導入した支援費制度に替わり，その後，平成18年度には「障害者自立支援法」が施行されたものの，一部改正等を経て，現在の「障害者総合支援法」へと移り変わっていく．

平成25年４月から順次施行された「障害者総合支援法」では，障害者の範囲に難病等が加えられ，また障害支援区分が創設された．また，地域生活支援事業の中に，障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業とともに，意思疎通支援者を養成する事業等が加えられた．

障害者自立支援法時代の地域生活支援事業においても，手話通訳等の派遣等を行うコミュニケーション支援事業等が行われていたが，障害者総合支援法に代わるにあたり，①これまで市町村と都道府県が行う事業の専門性の差異が明確でない，②市町村と都道府県の役割分担が明確でない，③広域的な派遣等について都道府県の関与が明確でない，などの課題を解消する観点から，市町村と都道府県が行う意思疎通支援に関する取組，その役割分担について整理し，意思疎通支援事業の充実強化が図られた．意思疎通支援者の養成が，自治体が行う必須事業であると法律上明記されたことにより，養成と派遣が一層促進され，共生社会の実現に資することが期待された．

この時，「手話通訳等」という表記を「意思疎通支援」とする改正も行われた．これは，障害者と障害のない人の意思疎通を支援する手段は，聴覚障害者への手話通訳，要約筆記に限られず，盲ろう者や視覚障害への触手話，指点字，代読，代筆などの方法や，知的障害や発達障害等のある人とのコミュニケーション，重度の身体障害者とコミュニケーションボードなどで行う意思の伝達などもあり，概念的に幅広く解釈できるようにするためである．

なお，地域生活支援事業の意思疎通支援事業は，手話通訳や要約筆記の支援に限らず，知的障害，失語症，高次脳機能障害，発達障害，重度の肢体不自由など，意思疎通が困難な者に対する支援について取り組むことができる事業である．

これら意思疎通支援事業の強化は，平成23年８月施行された改正障害者基本法では，第３条で「全て障害者は，可能な限り，言語（手話を含む．）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに，情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること．」，第22条第１項で「円滑に情報を取得し及び利用し，その意思を表示し，並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため，（中略）障害者に対して情報を提供する施設の整備，障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならない．」と規定されるなど，時代の趨勢であった．

2. 専門人材の派遣等

次の図２は，意思疎通支援事業がどのような役割分担で行われているかを整理したものである．上から，支援者を「派遣」する各種事業，支援者を派遣するための「養成」にかかる事業，一番下が都道府県等で養成を行うための「指導者を養成」する事業という構図になっている．

一番上の囲みは「派遣等」にかかる事業を整理したものである．市町村の必須事業として取り組まれている「手話通訳者の派遣」，「要約筆記者の派遣」，「手話通訳者の設置」に加え，「盲ろう者向け通訳・介助員の派遣」が平成25年度の障害者総合支援法施行時に都道府県の必須事業として位置づけられた．

中央の囲みは「養成」にかかるものである．かつて「養成」は任意事業であったが，市町村が行う「手話奉仕員の養成」とともに，「手話通訳者・要約筆記者の養成」，「盲ろう者向け通訳・介助員の養成」が都道府県の必須事業とされた．

意思疎通支援を行う者の派遣にかかる市町村と都道府県の役割分担については，市町村は手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行い，都道府県は盲ろう者向け通訳・介助員の派遣のほか，複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議，研修，講演，講義等や，専門性の高い分野など市町村が派遣できない場合などにおける手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行うこととなっている．また，都道府県が手話通訳者及び要約筆記者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整を担うことにより，市町村域を超えた派遣が市町村において適切に実施されることが期待される．

そして，一番下は都道府県等が地域で養成を行うための指導者を養成する国の事業である．

なお，手話通訳の派遣等にかかる利用者負担については，多くの自治体で無料となっている．

3. 視聴覚障害者情報提供施設

身体障害者福祉法第34条に規定された視聴覚障害者情報提供施設は，無料又は低額な料金で，点字刊行物，視覚障害者用の録音物，聴覚障害者用の録画物，視聴覚障害者が利用する各種情報を記録した物の制作・貸出しや，点訳・手話通訳等を行う者の養成・派遣等を行う施設である．これら施設の運営に要する費用については，国が１／２を負担することとなっている．

平成29年４月現在，全国で視覚障害者情報提供施設（点字図書館）は77カ所あり，近年では視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」の利用が活況である．

全国の点字図書館が利用している視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」は，視覚障害者等に対して点字，デイジーデータ（音声，テキストを利用したデータ）の情報を提供するＩＴネットワークである．国立国会図書館の「視覚障害者等用データ送信サービス」との連携を図るなど機能の充実が図られ，平成24年度に利用者数が１万人を超えてからも年々その数は増えている．今後も視覚障害者の情報入手に必要不可欠な存在として，より一層充実したネットワークへと進展していくことが期待される．

また，聴覚障害者情報提供施設は全国で53カ所ある．今年度からは，そのうちの千葉県，滋賀県，熊本県，沖縄県の施設で，聴覚障害者が手話通訳等を行うオペレーターを介することにより音声電話を利用することができ

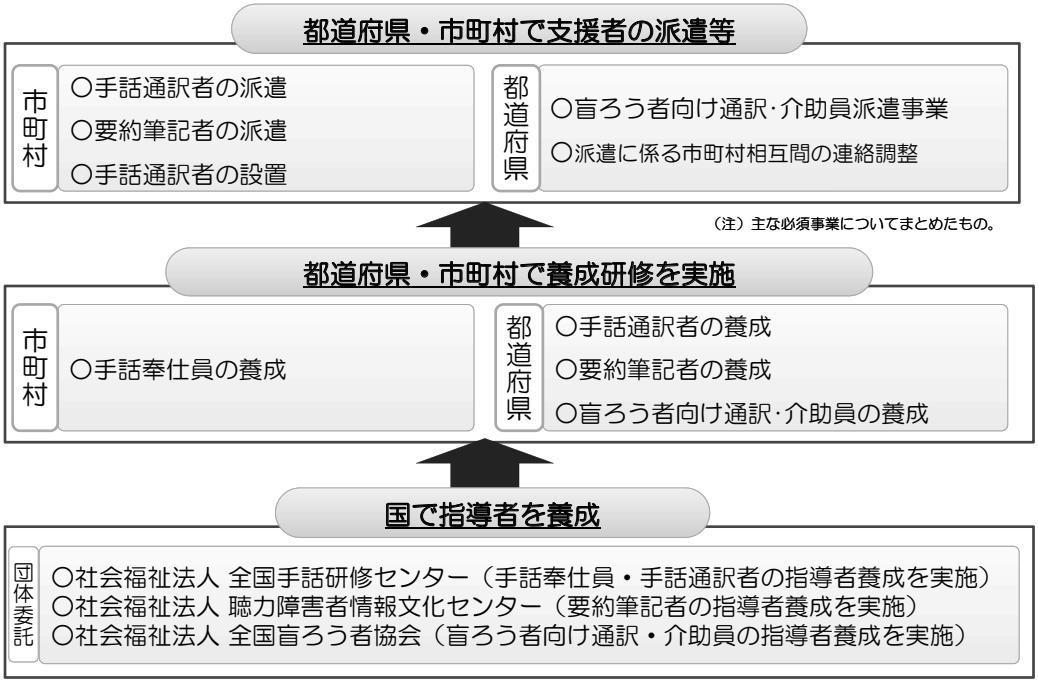

図２　意思疎通支援者の養成，派遣及び設置の概要〈文献 [2, 3] を基に作成〉

る「電話リレーサービス」を実施している．

4. 補装具，日常生活用具

(1) 補装具

補装具は，義肢，装具，車椅子など身体機能を補完，代替し，長期間に渡り継続して使用される用具にかかる障害者総合支援法による自立支援給付の一つであり，意思疎通に関するものでは補聴器や重度障害者用意思伝達装置がある．

補装具としての要件等は厚生労働省告示で定められており，「障害者等の身体機能を補完し，又は代替し，かつその身体への適合を図るように製作されたものであること」，「障害者等の身体に装着することにより，その日常生活において又は就労若しくは就学のために，同一の製品につき長期間に渡り継続して使用されるものであること」，「医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるものであること」のいずれにも該当するものとされている．また，同告示で補装具の種目，名称，型式，基本構造，上限額等も定められている．利用者負担は，家計の負担能力等に応じて定められており，所得に応じた負担上限月額が設定されるとともに，高額障害福祉サービス費の対象となっている．なお，一定以上の高額所得者がいる世帯については支給対象外である．

(2) 日常生活用具

日常生活上の便宜を図るための用具を給付する日常生活用具給付等事業は，地域生活支援事業の中の一事業である．給付できる用具の要件は厚生労働省告示で規定されており，「障害者等が安全かつ容易に使用できるもので，実用性が認められるもの」，「障害者等の日常生活上の困難を改善し，自立を支援し，かつ社会参加を促進すると認められるもの」，「用具の製作，改良又は開発にあたって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので，日常生活品として一般に普及していないもの」の全てを満たすものであって，定められた用途及び形状のいずれかに該当するものとされており，情報・意思疎通支援用具も対象となっている（図３）．

5. その他

(1) 自立支援機器開発促進事業

これら障害者自身が利用する事業等以外にも，障害者の自立や社会参加を支援する機器や技術の開発等を支援する「障害者自立支援機器等開発促進事業」が平成22年から行われている．

この事業は，公募方式により障害当事者と連携して開発する取組に対し助成を行うことにより，障害者にとって使いやすく適切な価格の機器の実用的製品化を促進させるものである．

また，開発への助成に加えて，個別具体的な障害者のニーズを的確に反映させた機器開発をスタートさせる機会を設けるシーズ・ニーズマッチング交流会を開催する事業（シーズ・ニーズマッチング強化事業）を実施している．平成28年度は，東京都と大阪府で開催し，障害者支援機器の開発等を行う企業・団体による出展，関連シンポジウムの実施，助成を行った開発成果の報告会などを行った．支援機器を使うニーズ側と開発するシーズ側の他，自治体の職員など関係者が参加している．

平成29年度における開発企業への助成については，さらに新たな企業の参入を促し，より一層の開発を促進す

1. 制度の概要

市町村が行う地域生活支援事業の内、必須事業の一つとして規定。
障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的とした事業である。
○実施主体･･･市町村
○対象者･･･日常生活用具を必要とする障害者、障害児、難病患者等（※難病患者等については、政令に定める疾病に限る）
○申請方法･･･市町村長に申請し、市町村による給付等の決定後、給付等を受ける。

2. 対象種目

以下の「用具の要件」をすべて満たすものであって、「用具の用途及び形状」のいずれかに該当するもの。
【用具の要件】
1　障害者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの
2　障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ社会参加を促進すると認められるもの
3　用具の製作、改良又は開発にあたって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの
【用具の用途及び形状】

介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット等その他の障害者等の身体介護を支援する用具並びに障害児が訓練に用いるいす等のうち、障害者等及び介助者が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの
排泄管理支援用具	ストーマ装具その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害者等が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの
居宅生活動作補助用具	障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

3. 費用負担

（1）補助金の負担割合･･･国：５０／１００以内 都道府県：２５／１００以内
（2）利用者負担･･･市町村の判断による。

図３　日常生活用具給付等事業の概要

るため，企業等による開発への助成の補助率を１／２から２／３へとかさ上げ（大企業は１／２のまま）するとともに，開発対象テーマに「障害者の就労を支援する機器」が追加された．

(2) 障害者基本計画

障害者基本計画は，障害者基本法第11条第１項に基づき，障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり，政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画として位置付けられているものである．

現在は第３次障害者基本計画[4]（平成25年度～平成29年度．以下「第３次計画」という．）の期間中であるが，策定に際し，障害者基本法改正（平成23年）を踏まえた施策の基本原則の見直し，計画期間の見直し（10年間から５年へ），施策分野の新設（「安全・安心」，「差別の解消及び権利擁護の推進」，「行政サービス等における配慮」の３分野），既存分野の施策の見直し，成果目標の設定などが行われた．

基本的考え方（基本理念，基本原則等）や推進体制とともに，分野別施策の基本的方向が10の項目に分けて設定されており，意思疎通支援の関係は「6. 情報アクセシビリティ」に含まれている．

「6. 情報アクセシビリティ」冒頭には，基本的な考え方として「障害者が円滑に情報を取得・利用し，意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう，情報通信における情報アクセシビリティの向上，情報提供の充実，コミュニケーション支援の充実等，情報の利用におけるアクセシビリティの向上を推進する．」ことが明記されており，各省庁ではこれに基づき障害者基本計画の内容にかかる取組を進めることとなる．

同項目中には，「情報通信における情報アクセシビリティの向上」，「情報提供の充実等」，「行政情報のバリアフリー化」とともに「意思疎通支援の充実」が事項立てされており，次の内容となっている．

第３次障害者基本計画より抜粋

Ⅲ．分野別施策の基本的方向

6. 情報アクセシビリティ

(3) 意思疎通支援の充実

- 障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して，手話通訳者，要約筆記者，盲ろう者向け通訳・介助員等の派遣，設置等による支援を行うとともに，手話通訳者，要約筆記者，盲ろう者向け通訳・介助員，点訳奉仕員等の養成研修等の実施により人材の育成・確保を図り，コミュニケーション支援を充実させる．
- 情報やコミュニケーションに関する支援機器の開発の促進とその周知を図るとともに，機器を必要とする障害者に対する給付，利用の支援等を行う．
- 意思疎通に困難を抱える人が自分の意志や要求を的確に伝え，正しく理解してもらうことを支援するための絵記号等の普及及び利用の促進を図る．

III. 今後の展開

ここまで，現在行われている意思疎通支援に関する福

６．手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のための意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方について

（１）現状・課題
～ 略 ～

（２）今後の取組

（基本的な考え方）
○ 意思疎通支援については、基本的に現行の支援の枠組みを継続しつつ、盲ろう、失語症など障害種別ごとの特性やニーズに配慮したきめ細かな見直しを行うべきである。

（計画的な人材養成とサービス提供等）
○ 地域のニーズに応じた人材養成や意思疎通支援のサービス提供に資するよう、各自治体において意思疎通支援事業の現状（利用者数、利用回数・時間等）に関する調査を行い、その結果を踏まえ、合理的配慮の進捗状況に留意しつつ、必要な意思疎通支援者を計画的に養成するとともに、提供すべきサービス量の目標を設定すべきである。
○ 意思疎通支援について各障害種別の専門性を高めるとともに、司法、医療等の専門分野への対応を図るため、手話通訳士・者、要約筆記者、点訳者、盲ろう者向け通訳・介助員等の指導者養成を強化すべきである。その際、障害特性に応じて多様な意思疎通の手法があることに留意する必要がある。
○ 小規模な市町村で事業実施が困難・不十分な場合に、都道府県や近隣市町村による事業補完・代替実施の取組を進めるべきである。また、災害時に自治体が意思疎通支援を提供する体制について、平時からの取組を強化すべきである。

（地域生活支援事業等の活用）
○ 地域生活支援事業等について、失語症、知的障害、発達障害、高次脳機能障害、難病、重度の身体障害のある者が、意思疎通支援者の養成・派遣に関する事業の対象であることを明確化すべきである。また、情報通信技術の活用等を通じた効果的、効率的な支援の提供を工夫すべきである。

（支援機器の活用促進等）
○ 意思疎通支援に係る支援機器について、障害特性に応じた支援が可能となるよう、引き続き実用化に向けた開発支援を進めるべきである。また、支援機器の活用・利用支援や意思疎通支援に関する相談・情報提供について、視覚障害者情報提供施設・聴覚障害者情報提供施設等の活用により、地域における支援体制を整備すべきである。その際、一般の図書館や学校図書館等との連携も視野に入れるべきである。

図４　社会保障審議会障害者部会報告書【抜粋】

祉的な取り組みを中心に記述してきた．これらの取り組みを更に充実していくこととともに，失語症の方にかかる意思疎通支援への取り組みなど今後検討していく課題もある．

平成25年に施行された障害者総合支援法では，法施行の３年後を目途に見直す旨が法律の附則で規定されていたため，平成27年度に社会保障審議会障害者部会（以下「障害者部会」という．）において見直しの議論が行われた．

その際，「手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚，言語機能，音声機能その他の障害のための意思疎通支援を図ることに支障がある障害者等に対する支援のあり方について」にかかることが議論の俎上に上がり，主に，意思疎通支援事業の内容や運営方法，また人材養成についてどう考えるかなどが話し合われた．

平成27年４月から始まった障害者部会が同年12月にとりまとめた報告書では，現在，地域生活支援事業で行われている意思疎通支援事業について，「盲ろう，失語症など障害種別ごとの特性やニーズに配慮したきめ細かな見直しを行うべき．」とされた．また，計画的な人材養成等にかかる今後の取組についても整理いただいたところである（図４）．

これを踏まえ，地域生活支援事業の意思疎通支援事業の実施要綱において，失語症，知的障害，発達障害，高次脳機能障害，難病，重度の身体障害のある者が，意思疎通支援者の養成・派遣に関する事業の対象であることを明示する改正を行うとともに，失語症への意思疎通の支援者の養成・派遣の仕組みづくりを進めている．

今回報告書で整理いただいた内容や意思疎通支援の関係者からのご意見等を踏まえ，意思疎通が困難な方々に対する福祉的支援施策が推進できるよう検討することが必要と考える．

引用文献

[1] 厚生労働省．平成23年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）．http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/seikatsu_chousa.html (accessed 2017-09-23)

[2] 厚生労働省．手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚，言語機能，音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方について．http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000096735.pdf (accessed 2017-09-23)

[3] 厚生労働省．障害者総合支援法が施行されました．http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/sougoushien/index.html (accessed 2017-09-23)

[4] 内閣府．障害者基本計画（第３次計画　平成25年度～平成29年度）本文．http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonkeikaku25.html (accessed 2017-09-23)